

## 実績評価書

平成20年8月

評価の対象となる施策目標	労働市場のインフラを充実すること
--------------	------------------

## 1. 政策体系上の位置付け等

基本目標 V	労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に發揮できるような環境整備をすること
施策目標 1	労働市場のインフラを充実すること
施策目標 1-1	労働市場のインフラを充実すること
※ 重点評価課題 (職業訓練の民間委託)	
個別目標 1	「職業能力形成システム」(ジョブ・カード制度)を構築すること
※ 重点評価課題 (「ジョブカード」制度の導入)	
(主な事務事業)	
・日本版デュアルシステムの実施	
・有期実習型訓練の実施	
個別目標 2	多様な職業訓練・教育訓練の機会を確保すること
(主な事務事業)	
・教育訓練給付講座指定事業	
・キャリア形成促進助成金事業	
・認定職業訓練助成事業費補助金事業	
・全国団体等認定職業訓練特別助成金事業	
個別目標 3	公共職業能力開発を充実すること
(主な事務事業)	
・離職者訓練の実施	
・学卒者訓練の実施	
・在職者訓練の実施	
個別目標 4	職業能力評価制度の労使双方の利用を促進すること
(主な事務事業)	
・技能検定の実施	
・幅広い職種を対象とした職務分析に基づいた包括的な職業能力評価制度等の整備	
・職業能力習得支援制度推進事業	
個別目標 5	キャリア・コンサルティング環境を整備すること
(主な事務事業)	
・キャリア支援企業等育成事業	
・キャリア形成支援体制の整備	

## 施策の概要（目的・根拠法令等）

## 1 目的等

労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に發揮できるような環境整備を行うこと。

## 2 根拠法令等

○職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）

主管部局・課室	職業能力開発局能力開発課
関係部局・課室	職業能力開発局実習併用職業訓練推進室、育成支援課、能力評価課、キャリア形成支援室

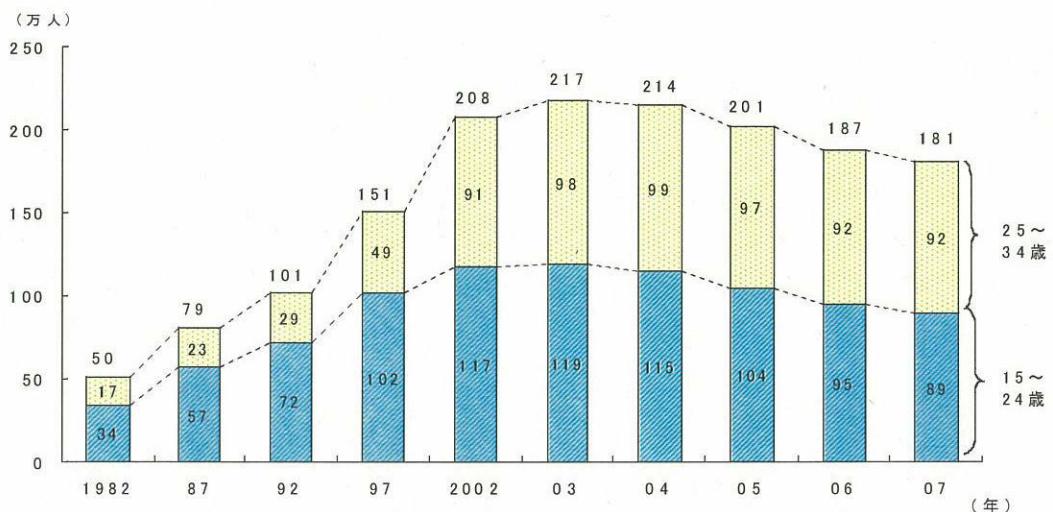
## 2. 現状分析

雇用情勢については、有効求人倍率が低下傾向にあるなど、注意を要する状態にある。また、フリーターといわれる不安定な就労を繰り返す者の数は、平成19年は181万人と減少しているものの、このうち、25歳～34歳の年長フリーターの数は92万人と高止まりしている。また、若年無業者（いわゆるニート状態にある若者）の数についても平成19年で62万人と高水準で推移している。

このように若年者を中心として、労働力需給のミスマッチは依然として大きいことから、一定の職業能力開発の機会を確保し、地域における企業の人材ニーズに合致した多様な職業訓練を効果的に実施することが必要であるとともに、子育て終了後の女性、母子家庭の母親等これまで職業能力形成の機会に恵まれなかつた者に対して、能力向上を図り、安定的な雇用への移行を促進する施策が求められている。

また、専門的・技術的職業の割合の増加や職務内容の高度化・多様化などが進む中で、労働者の職業能力を適正に評価して企業が求める職業能力と労働者の持つ職業能力とのミスマッチを抑制することの重要性が高まるとともに、職業生活の長期化等を背景として、働く者自らが職業生活設計を行う傾向が強まる中でキャリア・コンサルティングの重要性が増している。

## ○ フリーターの数の推移

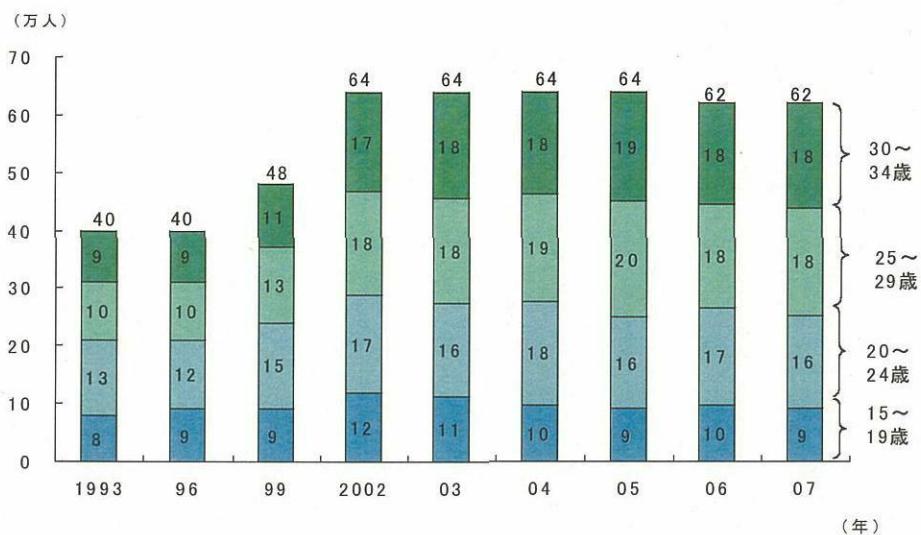


（資料出所）総務省統計局「就業構造基本調査」労働省政策調査部で特別集計  
（～1997年）、総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」（2002年～）

（注）2002年以降の「フリーター」の定義は、15～34歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者とし、

- 1 雇用者のうち勤め先における呼称が「パート」又は「アルバイト」である者、
- 2 完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、
- 3 非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で、家事・通学等していない者の合計。

## ○ ニートの数の推移



(資料出所)総務省統計局「労働力調査」

(注)「ニート」の定義は、15~34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者。

## 3. 施策目標に関する評価

施策目標に係る指標 (達成水準／達成時期) ※【】内は目標達成率（実績値／達成水準）		H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9
1	公共職業訓練（離職者訓練（委託訓練））の修了者における就職率（単位：%） (65%以上／平成19年度)	52.2 【80.3%】	59.8 【92.0%】	65.1 【100.2%】	68.2 【104.9%】	69.8 （速報値） 【107.4%】
2	公共職業訓練（離職者訓練・施設内訓練）の修了者における就職率（単位：%） (80%以上／平成19年度)	69.8 【87.3%】	76.6 【95.8%】	78.0 【97.5%】	79.7 【99.6%】	78.5 （速報値） 【98.1%】

(調査名・資料出所、備考)

・・指標は職業能力開発局調べによるものであり、訓練修了3ヶ月後の就職率である。なお、平成19年度の数値は速報値であり、平成20年10月に確定値を公表予定である。

## 施策目標の評価

## 【有効性の観点】

公共職業訓練（離職者訓練・委託訓練）の修了者における就職率が目標値である65%を上回っていること、また、公共職業訓練（離職者訓練・施設内訓練）の修了者における就職率が目標値である80%をわずかに下回っているものの、目標達成率は98.1%に達成しており、引き続き公共職業訓練（離職者訓練）を実施することは、労働市場のインフラを充実するために有効であると評価できる。

## 【効率性の観点】

公共職業訓練（離職者訓練）は、施設内で国又は都道府県が自ら行うほか、多様な人材ニーズに機動的に対応するため、民間で実施できるものについては専修学校などの民間教育訓練機関等へ委託して実施しており、民間の活力を効果的に活用しているという観点から、効率的な施策であると評価できる。

## 【総合的な評価】

公共職業訓練（離職者訓練）は、離職者が再就職に必要な技能及び知識を習得するための訓練であり、離職者を再就職につなげていく観点から有効な施策である。また訓練の実施に当たって、施設内で国又は都道府県が自ら行うほか、民間教育訓練機関等へ委託して実施するなど効率的な施策の実施に努めており、総合的に効果的な施策であると評価できる。

なお、職業訓練の受講に当たり、ジョブ・カード制度における職業訓練を受講する者やネットカフェ等で寝泊まりしながら不安定就労に従事する者に対し、職業訓練期間中に生活保障を行う必要性等も高まってきていることから、当該事情にも配慮しつつ施策を実施していくことが求められる。

（※太字部分は、重点評価課題該当部分）

## 4. 個別目標に関する評価

## 個別目標 1

「職業能力形成システム」（ジョブ・カード制度）を構築すること

## 個別目標に係る指標

アウトカム指標  
(達成水準／達成時期)

	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9
1 職業能力形成システムの訓練受講者の受講終了後の就職（定着）率 (平成20年度中に策定予定)	-	-	-	-	-

（調査名・資料出所、備考）

- 「職業能力形成システム」（ジョブ・カード制度）とは、  
①フリーターや子育て終了後の女性、母子家庭の母親等職業能力形成機会に恵まれない者が、一定の知識等を有するキャリア・コンサルタントによるキャリア・コンサルティングを通じ、②企業における実習と教育訓練機関等における座学とを組み合わせた実践的な職業訓練（職業能力形成プログラム）を受け、③訓練終了後の職業能力評価のほか職務経歴等の情報を「ジョブ・カード」として取りまとめ、就職活動などに活用する制度である。

## 個別目標 1 に関する評価（主に有効性及び効率性の観点から）

「職業能力形成システム」（ジョブ・カード制度）は平成20年度から実施するものであり、「新雇用戦略」（平成20年4月23日経済財政諮問会議舛添臨時議員提出資料）に基づき、ジョブ・カード取得者数を2010年度までに若者を含め50万人とする目標値を掲げ、重点的に整備・充実を図ることとしている。

また、平成20年度よりジョブ・カード制度に組み込まれることになった、企業における実習と教育訓練機関における座学を組み合わせた日本版デュアルシステムについては、平成16年度より実施しているが、平成19年度の訓練受講者数は27,163人（平成18年度は27,669人）、就職率は76.5%（速報値）（平成18年度は75.2%）となっており、就職困難者の職業能力形成に高い効果を上げている。

## 施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要

事務事業名：日本版デュアルシステム（委託訓練活用型）の実施

平成19年度 7,092百万円

予 算 額 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）

実 施 主 体 本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所

都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人

その他（民間団体）

概要：若年者のフリーター化・無業化を予防しつつ、企業の求人内容の高度化のニーズに対応した実践的な能力を修得させるため、民間教育訓練機関等への委託により、企業における実習と教育訓練機関における座学を組み合わせた日本版デュアルシステム（委託訓練活用型）を実施する。

## 事務事業名：有期実習型訓練の支援

平成19年度 - 百万円（補助割合：[国 / ] [ / ] [ / ] [ / ]）

予 算 額 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）

実施主体： 本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所  
都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人  
その他（）

概要：フリーターや子育て終了後の女性、母子家庭の母親等、職業能力形成機会に恵まれない者を対象として、企業現場における雇用関係の下での実習と、教育訓練機関等における座学を組み合わせた訓練を実施する企業を支援する。平成20年度より実施。

**個別目標2**  
多様な職業訓練・教育訓練の機会を確保すること

**個別目標に係る指標**

アウトカム指標

(達成水準／達成時期)

\*【】内は目標達成率（実績値／達成水準）

		H15	H16	H17	H18	H19
1	キャリア形成促進助成金の助成措置の対象となった従業員が受けた職業能力検定等（訓練に密接に関連するものに限る。）の合格率（単位：%） (50%以上／平成19年度)	—	—	—	56.3 【112.6%】	62.3 【124.6%】
2	認定訓練助成事業費補助金の助成措置の対象となった従業員が受けた職業能力検定等（訓練に密接に関連するものに限る。）の合格率（単位：%） (50%以上／平成19年度)	—	—	—	63.2 【126.4%】	73.0 【146.0%】
3	全国団体等認定職業訓練特別助成金の助成措置の対象となった従業員が受けた職業能力検定等（訓練に密接に関連するものに限る。）の合格率（単位：%） (50%以上／平成19年度)	—	—	—	68.8 【137.6%】	71.0 【142.0%】

(調査名・資料出所、備考)

- ・指標1については、（独）雇用・能力開発機構調べによる（雇用保険三（二）事業に係るキャリア形成促進助成金のアンケート調査）。
- ・指標2、3については、職業能力開発局調べによる。
- ・指標の把握は平成18年度より開始。

**個別目標に係る指標**

アウトプット指標

(達成水準／達成時期)

\*【】内は目標達成率（実績値／達成水準）

		H15	H16	H17	H18	H19
1	キャリア形成促進助成金の助成措置の対象となった従業員数（単位：人） (340,000人以上／平成19年度)	—	—	—	—	264,100 【77.7%】

(調査名・資料出所、備考)

- ・（独）雇用・能力開発機構の支給実績報告による。
- ・指標の把握は平成19年度より開始。

**個別目標2に関する評価（主に有効性及び効率性の観点から）**

多様な職業訓練や教育訓練の機会を確保するため、労働者が行う職業能力開発の費用を負担する事業主に対し、助成金等による支援を行っているところである。キャリア形成促進助成金、認定訓練助成事業費補助金、全国団体等認定職業訓練特別助成金の助成措置の対象となった従業員が受けた職業能力検定等の合格率が50%

以上かつ前年を上回る実績を得たことを踏まえると、本施策は多様な職業訓練や教育訓練の機会を確保する手段として有効である。

キャリア形成促進助成金の助成措置の対象となった従業員数については、19年度に行った制度の見直しの影響もあり、前年度までの実績を考慮して設定した目標値には届かなかったものの、目標値の約8割を達成したことから、一定の効果を上げたものと考えられる。

施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要	
<b>事務事業名</b>	教育訓練給付講座指定事業
平成19年度	240百万円 (補助割合：[国10／10])
予 算 額	一般会計、年金特会、 <b>労働保険特会</b> 、その他 ( )
<b>実施主体</b>	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 <b>その他</b> (特別民間法人)
概要：労働者の主体的な職業能力開発の取組を支援する教育訓練給付制度を運営するため、当該制度の対象となる教育訓練講座を指定するとともに、インターネット等を活用して指定講座の内容や実施施設の情報を提供する。	
<b>事務事業名</b>	キャリア形成促進助成金事業
平成19年度	5,793百万円 (補助割合：[国10／10])
予 算 額	一般会計、年金特会、 <b>労働保険特会</b> 、その他 ( )
<b>実施主体</b>	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村 <b>独立行政法人</b> 社会福祉法人、公益法人 <b>その他</b> ( )
概要：事業主が行う職業訓練等を支援するため、事業主が、その雇用する従業員について、職業訓練の実施、自発的な職業能力開発の支援又は職業能力評価の実施を行った場合にキャリア形成促進助成金を支給する。	
<b>事務事業名</b>	認定訓練助成事業費補助金事業
平成19年度	1,345百万円 (補助割合：[国10／10] /)
予 算 額	一般会計、年金特会、 <b>労働保険特会</b> 、その他 ( )
<b>実施主体</b>	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 <b>その他</b> (中小企業事業主)
概要：事業主等の行う職業訓練を職業能力開発促進法の規定に基づき都道府県知事が認定する認定職業訓練の振興を図るために、認定職業訓練を実施する事業主等に対し都道府県が経費の助成を行った場合に、都道府県に対し認定訓練助成事業費補助金を支給する。	
<b>事務事業名</b>	全国団体等認定職業訓練特別助成金事業
平成19年度	78百万円
予 算 額	一般会計、年金特会、 <b>労働保険特会</b> 、その他 ( )
<b>実施主体</b>	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 <b>その他</b> ( )
概要：広域的な団体の行う認定職業訓練の振興を図るために、この認定職業訓練を実施する広域的な団体の構成員たる中小企業事業主の団体、又はその連合団体に対して全国団体等認定職業訓練特別助成金を支給する。	

<b>個別目標3</b>	公共職業能力開発を充実すること				
<b>個別目標に係る指標</b>					
アウトカム指標 (達成水準／達成時期)					
※【】内は目標達成率(実績値／達成水準)					
	H 1 5 H 1 6 H 1 7 H 1 8 H 1 9				
1 公共職業訓練(離職者訓練(委託訓練))の修了者における就職率 (単位：%)	52.2 【80.3%】	59.8 【92.0%】	65.1 【100.2%】	68.2 【104.9%】	69.8 (速報値)

	(65%以上／平成19年度) ※施策目標1-1に係る指標と同じ						[107.4%]
2	公共職業訓練（離職者訓練（施設内訓練））の修了者における就職率（単位：%） (80%以上／平成19年度) ※施策目標1-1に係る指標と同じ	69.8 【87.3%】	76.6 【95.8%】	78.0 【97.5%】	79.7 【99.6%】	78.5 (速報値) 【98.1%】	
3	公共職業訓練（学卒者訓練）の修了者における就職率（単位：%） (95%以上／平成19年度)	87.4 【92.0%】	91.8 【96.6%】	93.8 【98.7%】	93.9 【98.8%】	89.6 (速報値) 【94.3%】	
4	公共職業訓練（在職者訓練）の修了者における満足度（単位：%） (80%以上／平成19年度)	—	97.4 【121.8%】	97.0 【121.3%】	97.1 【121.4%】	97.8 (速報値) 【122.3%】	

## (調査名・資料出所、備考)

- ・職業能力開発局調べによる。
- ・指標1、2の平成19年度の数値は速報値であり、平成20年10月に確定値を公表予定である。
- ・指標3の平成19年度の数値は速報値であり、平成20年10月に確定値を公表予定である。
- ・指標4については、平成16年度から数値を調査・公表している。
- ・指標1～3は訓練修了3ヶ月後の就職率である。

## 個別目標に係る指標 アウトプット指標

## (達成水準／達成時期)

※【】内は目標達成率（実績値／達成水準）

	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9
1 公共職業訓練（離職者訓練）の受講者数（160,000人）以上／平成19年度)	186,825 【116.8%】	191,321 【119.6%】	187,093 【116.9%】	171,284 【107.1%】	141,702 【88.6%】

## (調査名・資料出所、備考)

- ・職業能力開発局調べによる。平成19年度の数値は速報値であり、平成20年10月に確定値を公表予定である。

## 個別目標3に関する評価（主に有効性及び効率性の観点から）

国及び都道府県は、事業主等により行われる職業訓練の状況等に鑑み、必要とされる職業訓練の実施に努めなければならないこととされており、その責務を具現化するものとして、職業を転換しようとする労働者その他職業能力の向上について特に援助を必要とする者に対する職業訓練を実施している。

19年度の離職者訓練については、修了者における就職率が目標を達成し、かつ前年を上回る実績をあげたことを踏まえると、離職者の再就職を促進する手段として有効であると評価できる。

また、学卒・在職者訓練については、在職者訓練については毎年目標を達成しており、学卒者訓練についても90%以上の目標達成率を保っており、労働市場のインフラを充実させ職業に必要な能力を付与するという目的を達成する手段として有効であると評価できる。

離職者訓練の実施にあたっては、「民間ができるものは民間で」の考え方の下、民間教育訓練機関等への委託による訓練の実施を推進するとともに、施策の効率的な実施に努めているところである。

## 施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要

事務事業名 離職・学卒・在職者訓練の実施

平成19年度 予 算 額 都道府県立職業能力開発施設の運営費交付金 11,815百万円の内数  
(補助割合：[国10／10])

一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）

実施主体 本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所

	都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他( )
概要：都道府県に対し、職業転換訓練交付金及び離職者等職業訓練費交付金を交付し、都道府県が実施主体となり、新規学卒者、離職者、在職者及び障害者に対して職業訓練を行う。 これらにより、職業に必要な技能及び知識を習得させ、もって職業の安定と労働者の地位の向上を図るとともに、経済の発展に寄与することを目的とする。	
事務事業名	離職・学卒・在職者訓練の実施
平成19年度 予算額	独立行政法人雇用・能力開発機構一般勘定運営費交付金76,298百万円の内数(補助割合：[国10/10]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他( )
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他( )
概要：(独)雇用・能力開発機構に対して、独立行政法人雇用・能力開発機構一般勘定運営費交付金を交付し、同機構が主体となり、新規学卒者、離職者、及び在職者に対して職業訓練を行う。 これらにより、職業に必要な技能及び知識を習得させ、もって職業の安定と労働者の地位の向上を図るとともに、経済の発展に寄与することを目的とする。	
事務事業名	離職者等の再就職に資する総合的な職業能力開発プログラムの展開
平成19年度 予算額	13,731百万円 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他( )
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他( )
概要：職業訓練機関と職業紹介機関の連携の下、職業能力要件等を明確化することによる相談支援、綿密なキャリアカウンセリング、多様な職業訓練機会の提供及び綿密な就職支援に至るまでの一貫した総合的な支援プログラムを実施することにより、離職者等の多様なニーズに応じた支援メニューを提供し、その早期の就職促進を図る。	

個別目標4 職業能力評価制度の労使双方の利用を促進すること	
個別目標に係る指標 アウトカム指標 (達成水準／達成時期)	
※【】内は目標達成率(実績値／達成水準)	
	H15 H16 H17 H18 H19
1 技能検定職種に係る業界傘下企業における受検勧奨や待遇向上等技能検定の活用率(単位：%) (80%以上／平成19年度)	— — — 94.3 【117.9%】 94.6 【118.3%】
2 職業能力評価基準の活用によって企業内の人事評価制度や研修体系、従業員の募集採用活動が改善された(改善される見込)という企業等の割合(単位：%) (80%以上／平成19年度)	— — — 97.8 【122.3%】 95.0 【118.8%】
3 職業能力習得支援制度を活用している、又は活用したことがある企業において、同制度を利用した労働者のうち、昇進・昇格など待遇の改善があった者の割合(単位：%) (80%以上／平成19年度)	— — — 93.6 【117.0%】 82.4 【103.0%】

## (調査名・資料出所、備考)

- ・中央職業能力開発協会調べによる。数値の調査・公表は平成18年度から開始した。

## アウトプット指標

(達成水準／達成時期)

※【】内は目標達成率（実績値／達成水準）

	H15	H16	H17	H18	H19
1 技能検定受検者数（単位：人） （前年度実績（564,725人）以上 ／平成19年度）	451,496 【-】	444,739 【98.5%】	470,713 【105.8%】	564,725 【120.0%】	595,738 【105.5%】

## (調査名・資料出所、備考)

- ・中央職業能力開発協会調べによる。

## 個別目標4に関する評価（主に有効性及び効率性の観点から）

技能検定職種に係る業界の傘下企業において、受検勧奨や処遇向上等の措置を講じるなど、技能検定を活用した割合が94.6%、職業能力習得支援制度を利用した労働者に対して、企業が昇進・昇格などの処遇改善を行った者の割合が82.4%、職業能力評価制度の活用によって企業内的人事評価制度や研修体系、従業員の募集採用活動が改善された（改善される見込）という企業の割合が95.0%といずれも目標を達成しており、企業側にとって労働者の技能、能力を客観的に評価する手段として、労働者側にとって自らの技能・能力を証明する手段として、いずれの制度も有効かつ効率的であると評価できる。

## 施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要

事務事業名	技能検定の実施
平成19年度 予算額	2,310百万円（補助割合：[国1/4] [都道府県1/4] [特別民間法人1/2]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ 特別民間法人 ）
概要	職業能力開発促進法に基づき、労働者の有する技能を一定の基準によって検定し、これを公証する制度である技能検定について、円滑な実施を図るとともに実施する職種や検定の内容につき、適宜見直しを行う。また、民間機関への試験業務の委託を拡大する等民間活力を活用して技能検定の有用性を高め、制度の一層の普及を図る。

事務事業名	幅広い職種を対象とした職務分析に基づいた包括的な職業能力評価制度等の整備
平成19年度 予算額	186百万円（補助割合：[国10/10]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ 特別民間法人 ）

概要：企業内外の労働市場で共通的に通用する職業能力の評価基準を作成し、当該基準の活用の促進を行い、職業能力評価制度を整備する。また、職業能力評価基準の策定にあたっては、業種別に産業界等との連携の下、職務分析を行い労働者に求められる職務遂行能力（知識・技能等）を体系的に整理し、それを基に職業能力評価基準として整備する。

事務事業名	職業能力習得支援制度推進事業
平成19年度 予算額	474百万円（補助割合：[国10/10]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ 特別民間法人、民間企業 ）

概要：事務系職務をこなすに当たり、必要な知識等を習得することができるよう、事務系の職務分野（8分野）ごとに、職務遂行に必要な専門的知識を分類、試験基

準として体系化し、企業実務に即した実践的な職務能力評価試験を実施する。

個別目標 5 キャリア・コンサルティング環境を整備すること					
個別目標に係る指標 アウトカム指標 (達成水準／達成時期) ※【】内は目標達成率（実績値／達成水準）					
	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9
1 就職又は転職を希望する者のうち、キャリア・コンサルティング実施から3ヶ月経過した時点で、就職した又は転職した者並びに職業能力の開発及び向上の推進が図られた（教育訓練講座等を受講した等）者の割合（単位：%） (80%以上／19年度)	—	—	—	86.4 【108.0%】	84.2 【105.2%】
2 サービスセンターの支援後、企業内キャリア形成支援が促進された（職業能力開発推進者の選任、事業内計画の作成等がなされた）割合（単位：%） (80%以上／19年度)	—	—	—	98.5 【123.1%】	88.8 【111.0%】
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、(独)雇用・能力開発機構がキャリア形成支援コーナー及びキャリア形成相談コーナーにおいてキャリア・コンサルティングを受ける者を対象に調査したもので、各年度の11月から4月までの調査の合計である。 ・指標2は中央職業能力開発協会調べによる。					
アウトプット指標 (達成水準／達成時期) ※【】内は目標達成率（実績値／達成水準）					
	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9
1 企業内キャリア形成支援に係る事業主に対する指導・助言、情報提供件数（単位：件） (前年度実績（409,300件）以上 ／平成19年度)	372,987 【102.4%】	265,730 【71.2%】	345,815 【130.1%】	409,300 【118.3%】	421,905 【103.1%】
(調査名・資料出所、備考) ・中央職業能力開発協会調べによる。					
個別目標 5 に関する評価（主に有効性及び効率性の観点から）					
職業能力開発促進法に基づき、労働者個人のキャリア形成を促進するため、労働者個人がその適性や職業経験等に応じて自ら職業生活設計を行い、これに即した職業選択や職業訓練の受講等の職業能力開発を効果的に行うことができるよう、労働者・事業主等に対する相談援助・情報提供等を行うキャリア・コンサルティング環境の整備を行っている。					
アウトカム指標については、18年度、19年度ともに目標を達成している。また、アウトプット指標である「企業内キャリア形成支援に係る事業主に対する指導・助言、情報提供件数」については、予算が減少しているにも関わらず実績が増加している。このため、有効かつ効率的に業務が実施されたと評価できる。					
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要					
事務事業名	キャリア支援企業等育成事業				
平成19年度	951百万円（補助割合：[国 10/10 ]）				
予 算 額	一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）				
実 施 主 体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所				

	都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（特別民間法人）
概要：企業内のキャリア形成支援体制の構築を推進するため、職業能力開発サービスセンター（47箇所）において、①事業主等に対する助言・指導、情報提供を行うとともに、②企業内キャリア形成支援の推進役である職業能力開発推進者を対象に、必要な知識・スキルを付与する講習を実施する。	
事務事業名	キャリア形成支援体制の整備
平成19年度予算額	独立行政法人雇用・能力開発機構一般運営費交付金76,298百万円の内数 (補助割合：[国 10/10]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（_____）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（_____）
概要：労働者が、その適性や職業経験等に応じて自ら職業生活設計を行い、これに即した職業選択や能力開発を効果的に行うことができるよう支援するため、ハローワークや雇用・能力開発機構都道府県センターの「キャリア形成支援コーナー」等において、労働者のキャリア形成に資する情報提供、相談援助を実施する。	

## 5. 評価結果の分類

1 施策目標に係る指標の目標達成率	
指標1 目標達成率 107.4%（速報値）	
指標2 目標達成率 98.1%（速報値）	
(目標達成率を算定できない場合、その理由)	
2 評価結果の政策への反映の方向性	
i 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○）	
ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○）	
(イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討	
(ロ) 見直しを行わず引き続き実施	
(ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡大要求等の見直しを検討	
iii 機構・定員要求を検討	
(理由)	公共職業訓練の修了者の就職率について、指標1は目標を上回っており、指標2について目標をわずかに下回っているものの、目標達成率は98.1%に達していることから、再就職の実現に向けて十分効果的な施策であると考えられる。若年者を中心として労働力需給のミスマッチが依然として大きい中で、一定の職業能力開発の機会を確保するなど労働市場のインフラを充実させることは非常に重要である。従って、当該施策については引き続き実施していく必要がある
3 施策目標等に係る指標の見直し（該当するもの全てに○）	
(施策目標に係る指標)	
i 指標の変更を検討	
ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討	
(個別目標に係る指標)	
i 指標の変更を検討	
ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討	
(理由)	

## 6. 特記事項

①国会による決議等の状況（警告決議、附帯決議等）	
なし	
②各種政府決定との関係及び遵守状況	
○経済対策閣僚会議決定「成長力強化への早期実施策」（平成20年4月4日） ・「職業形成システム」（ジョブ・カード制度）の構築について、「4月に制度を施行するとともに、経済界・労働界等が参加した推進協議会を中心に、対象者や仕	

組み等の拡充を検討する。また、中央・地方のジョブ・カードセンターを設置し、制度の周知や協力企業拡大に向けた働きかけを実施する。」

○ 5つの安心プラン（平成20年7月29日政府発表）

- ・「ジョブ・カード制度（キャリア・コンサルティングを受けた上で、企業現場・教育機関等で訓練を行い、そこでの能力評価や職務経歴等の情報を就職活動に活用する仕組み）の整備・充実を図るため、訓練期間中の生活保障のための給付をすることができる制度の創設、参加企業への支援の拡充、訓練修了者を常用雇用した企業に対する支援」を実施する。

③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況  
なし

④会計検査院による指摘  
なし

⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項  
なし

7. 本評価書に関連する他の実績評価書

なし